



ARIB STD-T62

実数零点単側波帯変調方式

REAL ZERO SINGLE SIDEBAND MODULATION SYSTEM

標 準 規 格

ARIB STANDARD

ARIB STD-T62 2.0版

平成11年 5月27日	策 定
平成11年10月26日	1. 1改定
平成16年 2月 5日	1. 2改定
平成17年11月30日	1. 3改定
平成20年 3月19日	2. 0改定

社団法人 電 波 産 業 会

Association of Radio Industries and Businesses

まえがき

社団法人電波産業会は、無線機器製造者、電気通信事業者及び利用者の参加を得て、各種の電波利用システムに関する無線設備の標準的な仕様等の基本的な技術条件を「標準規格」として策定している。

標準規格は、周波数の有効利用及び他の利用者との混信の回避を図る目的から定められる国の技術基準と、併せて無線設備の適正品質、互換性の確保等、無線機器製造者、電気通信事業者及び利用者の利便を図る目的から策定される民間の任意基準をとりまとめて策定される民間の規格である。

本標準規格は、「実数零点単側波帯変調方式の無線区間インタフェース」について策定されたもので、策定段階における公正性及び透明性を確保するため、内外無差別に広く無線機器製造者、電気通信事業者、利用者等の利害関係者の参加を得た当会の規格会議の総意により策定されたものである。

本標準規格で規定されている範囲は、通信を行うために必要な最小限の規格を定めたものであるが、本標準規格の実際の利用にあたっては、実数零点単側波帯変調方式を構築する者が、本標準規格を逸脱することなく独自に定めることが可能な規定及び規格値等を併せて利用することが必要である。

本標準規格が、無線機器製造者、電気通信事業者、利用者等に積極的に活用されることを希望する。

注 意

本標準規格には、本標準規格に係る必須の工業所有権に関して特別の記述は行われていないが、当該必須の工業所有権の権利所有者は、「本標準規格に係る工業所有権である別表に掲げる権利は、別表に掲げる者の保有するところのものであるが、本標準規格を使用する者に対し、適切な条件の下に、非排他的かつ無差別に当該別表に掲げる工業所有権の実施を許諾する。ただし、本標準規格を使用する者が本標準規格で規定する内容の全部又は一部が対象となる必須の工業所有権を所有し、かつ、その権利を主張した場合、その者についてはこの限りでない。」旨表明している。

別 表 (第二号選択)

特許出願人	発明の名称	出願番号等	備 考
日本電信電話株式会社	S S B 受信装置	第 1888866 号	存続期間満了日 (平 20.2.25)

目 次

第1章 一般事項	1
1.1 概要	1
1.2 適用範囲	1
1.3 標準化原則	2
1.4 準拠文書	2
第2章 システムの概要	3
2.1 システムの構成	3
2.2 機能ブロックの構成	4
2.2.1 基地局無線装置	4
2.2.2 移動局無線装置	4
第3章 無線設備の技術的条件	5
3.1 概要	5
3.2 一般的条件	5
3.3 変復調方式に関する条件	6
3.3.1 変調方式の条件	6
3.3.2 情報帯域の利用法	8
3.3.3 制御信号用モデム	9
3.3.4 復調方式の条件	15
3.4 送受信装置に関する条件	15
3.4.1 送信装置	15
3.4.2 受信装置	18
3.5 電力の換算	19
第4章 測定法	21
第5章 用語の説明	23
解説 実数零点単側波帯変復調方式の概要	27

改定履歴表